

## たばこ税の税率見直しについて

たばこ税関係法令の改正により、平成30年10月1日から、製造たばこ（旧3級品を除く）にかかるたばこ税の税率が引き上げられることとなりました。

激変緩和等の観点から、平成30年10月1日から令和3年10月1日までに3段階で税率の引き上げが実施されます。（下表のとおり）

（千本あたり）

実施時期	地方のたばこ税			国のたばこ税 (たばこ特別税を含む)
		県たばこ税	市たばこ税	
平成30年9月30日まで	6,122円	860円	5,262円	6,122円
平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円
令和2年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円
令和3年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円

※それぞれの実施時期において販売のため所持する製造たばこについて、一定の要件で小売販売業者等に対し、手持品課税が実施されます。

また、旧3級品※の製造たばこにかかるたばこ税の特例税率が廃止されることとなり、平成28年4月1日から令和元年10月1日までに4段階で税率の引き上げが実施されております。（下表のとおり）

（千本あたり）

実施時期	地方のたばこ税			国のたばこ税 (たばこ特別税を含む)
		県たばこ税	市たばこ税	
平成28年3月31日まで	2,906円	411円	2,495円	2,906円
平成28年4月1日	3,406円	481円	2,925円	3,406円
平成29年4月1日	3,906円	551円	3,355円	3,906円
平成30年4月1日	4,656円	656円	4,000円	4,656円
令和元年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円

※それぞれの実施時期において販売のため所持する製造たばこについて、一定の要件で小売販売業者等に対し、手持品課税が実施されます。

※旧3級品とは…

専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこのことで、「エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びうるま」の6銘柄が対象となります。

令和元年10月1日に実施される税率の引き上げにより、旧3級品の製造たばこことそれ以外の製造たばこの税率が統一されることとなります。